

## 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画の臨時認定について

令和6年1月26日  
内閣府地方創生推進事務局

本日、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、以下のとおり認定しました。

今回の認定は、令和6年能登半島地震による被災を受け、緊急性等を勘案し、臨時に申請を受け付け、認定を行うものです。（自然災害からの復旧・復興事業に係る特例）

### 1. 地域再生計画の認定状況

区分	地方公共団体名	
変更	富山県	氷見市、小矢部市
	石川県	石川県、金沢市、七尾市、内灘町、宝達志水町、中能登町、能登町

### 2. 今後の予定

- ・令和5年度第3回（認定申請受付期間：令和6年1月22日（月）から令和6年1月24日（水））の認定は、令和6年3月下旬を予定しています。
- ・令和6年度第1回の認定に向けた申請の受付は、令和6年5月頃を予定しています。

《お問い合わせ先》  
内閣府地方創生推進事務局  
TEL:03-6257-1421